

D 4 - 2 7
5 年 保 存 (常)
(令 和 8 年 12 月 31 日 ま で)
F N . D 4 - 6 - 0
鹿 免 管 第 4 6 3 号
鹿 免 試 第 8 7 号
令 和 3 年 4 月 2 8 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

本	部	長
担当	適 性 係	Tel

一定の病気等に係る診断書の様式の制定について（通達）

運転免許の拒否等又は取消事由等となる自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのある病気（道路交通法（昭和35年法律第105号）第90条第1項第1号から第2号まで及び第103条第1項第1号から第3号まで、道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第33条の2の3第1項から第3項までに掲げる病気）に該当すると疑う理由があることにより行う臨時適性検査の代わりに提出される主治医の診断書の様式については、これまで「一定の病気等に係る診断書の様式の制定について（通達）」（令和元年7月10日付け鹿免管第1263号ほか。以下「旧通達」という。）により運用しているところであるが、行政手続における押印等の見直しがなされる中、このたび、警察庁交通局運転免許課長より「主治医の診断書の様式のモデルについて（通達）」（令和2年12月23日付け警察庁丁運発第233号）が発出され、診断書における医師の押印等を廃止するなどの改正がなされたことから、旧通達様式中の医師の押印を廃止し、別添のとおり定めたので事務処理に誤りのないようになされたい。

この通達は令和3年5月1日から施行し、旧通達は令和3年4月30日限り廃止する。

様式番号	病 名
第1号様式	統合失調症，そううつ病，その他精神障害（急性一過性精神病性障害，持続性妄想性障害等）関係
第2号様式	てんかん関係
第3号様式	再発性の失神のうち，反射性(神経調節性)失神関係
第4号様式	再発性の失神のうち，不整脈を原因とする失神（植込み型除細動器を植え込んでいる者）関係
第5号様式	再発性の失神のうち，不整脈を原因とする失神（ペースメーカーを植え込んでいる者）関係
第6号様式	再発性の失神のうち，不整脈を原因とする失神（その他）及び特定の原因（反射性の失神及び不整脈を原因とする失神を除く。）による失神（起立性低血圧等）関係
第7号様式	無自覚性の低血糖症のうち，薬剤性低血糖症（過去1年以内に意識消失なし）関係
第8号様式	無自覚性の低血糖症のうち，薬剤性低血糖症（過去1年以内に意識消失あり）関係
第9号様式	無自覚性の低血糖症のうち，その他の低血糖症（腫瘍性疾患，内分泌疾患，肝疾患，インスリン自己免疫症候群等）関係
第10号様式	重度の眠気の症状を呈する睡眠障害関係
第11号様式	脳卒中（脳梗塞，脳出血，くも膜下出血，一過性脳虚血発作等）脳動脈瘤破裂，脳腫瘍，頭部外傷等関係
第12号様式	認知症関係
第13号様式	アルコールの中毒者関係